

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	コムチュア株式会社			コード	3844
提出日	2026/6/3	異動（予定）日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	原田 豊	社外取締役	○								△						指定	有
2	木村 尚子	社外取締役	○													○		有
3	池垣 真里	社外取締役	○													○		有
4	志水 三輪子 戸籍上の氏名：飯田 三輪子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社の取引先である株式会社野村総合研究所の出身者であり、2013年4月から2016年3月まで常務執行役員、2016年6月から2020年6月まで監査役を務めておりました。 当社は株式会社野村総合研究所に対して、システム構築に係る取引関係がありますが、その金額は当社連結売上高の2%未満であります。	原田豊氏は、当社の取引先である株式会社野村総合研究所の出身者であり、2013年4月から2016年3月まで常務執行役員、2016年6月から2020年6月まで監査役を務めておりました。 当業界での監査役としての豊富な経験と高い知見に基づき、客観的かつ公正な視点から、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般における助言を期待しており、当社の企業価値向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の取引先である株式会社野村総合研究所の出身者ですが、同社の業務執行から離れて10年、監督から離れて6年が経過しており、同社との間に実質的な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当なし	木村尚子氏は、公認会計士として2022年まで有限責任監査法人トーマツにおいてパートナーを務め、数多くの上場企業、IPO準備企業の会計監査業務に従事した後、2023年2月に日本フィルコン株式会社の社外監査役、8月には監査法人Growthのパートナーに就任しました。 なお、同氏は当社および関連会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要取引先もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、当社の主要株主ではなく、そうであったこともございません。 公認会計士として上場会社や上場準備会社の会計監査業務に幅広く携わってきた豊富な経験と高い知見に基づき、客観的かつ公正な視点から、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般における助言を期待しており、当社の企業価値向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は上記のとおり一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当なし	池垣真里氏は、モルガン・スタンレー・グループ株式会社の取締役人事部長、モルガン・スタンレー・ビジネス・グループ株式会社の代表取締役などを歴任、2013年11月から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の社外取締役を務めておりました。 なお、同氏は当社および関連会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者もしくはその業務執行者または当社の主要取引先もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、当社の主要株主ではなく、そうであったこともございません。 豊富なビジネス経験と経営経験を通じて培った人事、コンプライアンス、企業文化醸成などの高い知見に基づき、客観的かつ公正な視点から、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般における助言を期待しており、当社の企業価値向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は上記のとおり一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断し、独立役員に指定しております。

4	該当なし	<p>志水三輪子氏は、弁護士として、会社経営に関する法律相談への助言や紛争解決など幅広い企業法務業務に従事し、2008年11月に志水三輪子法律事務所を開設、2023年4月に五十嵐・渡辺・江坂法律事務所のパートナーに就任しました。</p> <p>なお、同氏は当社および関連会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者もしくはその業務執行者、または当社の主要取引先もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家、当社の主要株主ではなく、そうであったこともございません。</p> <p>弁護士として企業法務に幅広く携わってきた豊富な経験と高い知見に基づき、客観的かつ公正な視点から、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般における助言を期待しており、当社の企業価値向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は上記のとおり一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断し、独立役員に指定しております。</p>
---	------	--

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。